

湖西市病院企業管理規程第4号

湖西市病院事業管理規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する。

令和8年6月18日

湖西市病院事業管理者 大貫 義則



湖西市病院事業管理規程の一部を改正する規程

湖西市病院事業管理規程（平成25年湖西市病院企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「院長の指定する副院長が」を削り、同条第3項中「院長の指定する副院長代行が」を削り、「代行する」を「代理する」に改める。

第8条第1項中「種類、様式」を「名称、書体、形状」に、「書体、管守者及び個数」を「個数及び管守者」に改める。

第9条中「別に」を「、別に」に改め、同条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（印影の刷り込み）

第9条 事務処理の能率を図るため、証票その他の文書を多量に作成する場合その他特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず公印の押印に代えてその印影を当該文書に刷り込むことができる。

2 前項の場合において、印刷物の大きさその他の理由により、別表に定める規格により難しいときは、これを拡大し、又は縮小することができる。

（電子印影）

第10条 公印は、管理者の指定する電子計算機及びファクシミリ内の電子データ記憶装置（以下「電子計算機等」という。）にその印影を記録することができる。

2 電子計算機等により、証票その他の文書を一時に多量に作成する場合その他特に必要がある場合には、前項の規定により記録された印影（以下「電子印影」という。）を出力することによって、公印の押印に代えることができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による電子印影の出力について準用する。

別表第3中

個別

を

個数

に改め、同表に次のように加える。

湖西市病院事業管理者職務代理者之印	古印体	正方形	方 24	1	管理課長
-------------------	-----	-----	------	---	------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。